

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

家づくり工房 木楽

平成19年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 家づくり工房 木楽の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

(主な確認資料)

I. 家づくり工房 木楽の概要

1. 申請者名称 家づくり工房 木楽 代表 大迫隆司
(所在地) 広島県広島市安佐南区沼田町伴 3533-1

2. 認定事業体 家づくり工房 木楽

3. 事業内容・業種 建築設計・施工、リフォーム、家具製造・販売

4. 家づくり工房 木楽の概要

家づくり工房 木楽は、平成 16 年 10 月に住宅の新築及びリフォーム業者として設立された事業体である。

平成 18 年 4 月に、昭和 50 年より家具の製造販売を行ってきた家具工房木楽と合併して、広島市周辺地域に根ざした手造り家具店及び工務店として、事業を拡大してきている。

以前から無垢の木材を主とした、自然素材で出来た住宅及び住空間の建設に取り組み、またそこに設置する家具も自然の香りのする自然素材の家具を提案してきている。

家づくり工房木楽の代表・大迫隆司氏は、「私どもの住宅及び住空間造りが住まわれる方の心身の健康及び、地球環境の保護につながる事を願い、今後も理想の家造り及び家具造りを営んで行こうと思っています。」と経営理念を語っている。

昨年の実績としては、リフォーム 30 件、新築 1 件、家具販売 30 本。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地域に根ざした手づくり家具店・工務店として、地域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとするものである。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PR に努める」こととしている。

さらに、「認証林産物生産・出荷管理工程図」及び「認証林産物の分別・表示管理の体制図」を定め、加工及び施工現場での分別・表示管理の徹底と、管理体制を確立していくことを確認した。

【主な確認資料】

- ・家づくり工房木楽SGEC認定事業体組織図
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物生産・出荷管理工程図
- ・認証林産物の分別・表示管理の体制図

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 家づくり工房 木楽の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年5月22日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月6日／書類確認及び現地確認

(場 所)

家づくり工房 木楽

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 審査員 児島 裕
専門審査員 水野 邦彦

(出席者)

家づくり工房 木楽 代表 大迫 隆司
太田川流域 SGEC ネットワーク代表 安田 孝

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 家づくり工房 木楽において事業の概要、現行の仕入れ・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

【審査判定】

6月20日／審査委員会(書類審査)

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 家づくり工房 木楽の審査における判定事由書

S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、「家づくり工房 木楽審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、家づくり工房 木楽は、認定に値する事業者であるとして判定された。

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業者であること。

家づくり工房木楽（広島県広島市安佐南区沼田町伴）は、平成16年に住宅の新築及びリフォーム業者として営業を始め、平成18年に、それまで家具の製造・販売を行ってきた家具工房木楽と合併して、広島市周辺の地域に根ざした手造り家具店及び工務店として、事業を拡大してきている事業者である。

昨年の実績としては、リフォーム30件、新築1件、家具販売30本である。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業者として、事業目的および内容が適合していること。

家づくり工房木楽では、無垢の木材を主とした自然素材で出来た住宅及び住空間の建設に取り組み、またそこに設置する家具も自然の香りのする自然素材の家具を提案してきている。

代表の大迫隆司氏は、「私どもの住宅及び住空間造りが住まわれる方の心身の健康及び、地球環境の保護につながる事を願い、今後も理想の家造り及び家具造りを営んで行こうと思っています」と経営理念を語っており、S G E C認定事業者としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地域に根ざした手づくり家具店・工務店として、地域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとするものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

家づくり工房木楽は、これまでも無垢材の床や珪藻土の壁など自然素材を活かした住まいづくりに取り組んできており、SGEC 認定事業体取得を契機として、「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地元の認証林産物を活用した“地産地消”を販売戦略に組み込む計画である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」、「認証林産物生産・出荷管理工程図」を作成しており、これに基づいて管理にあたる計画である。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

家づくり工房木楽では、「認証林産物の分別・表示管理の体制」を定め、材料仕入れ・保管・加工・販売における各工程での認証林産物を量的に把握し、工程毎に分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していくこととしている。

工房では、一次加工品の無垢材や家具製品が、適切に産地を表示して保管・展示・販売されていることを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

家づくり工房木楽では、大迫代表自身が、SGEC 認証林産物管理責任者として管理にあたりるとともに、その他の従業員に対しても研修を行い、SGEC 森林認証の趣旨の周知を図ることとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

(主な確認資料)

- ・家づくり工房木楽 S G E C 認定事業体組織図
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物生産・出荷管理工程図
- ・認証林産物の分別・表示管理の体制図